

特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の 具体的な手続について

令和元年6月12日
原子力規制庁

1. 背景と経緯

原子力規制委員会は、本年4月24日に開催した第5回原子力規制委員会において、法令で設置が義務付けられている特定重大事故等対処施設(以下「特重施設」という。)が法定の期限内に完成していない発電用原子炉施設については、その設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止を求める方針を確認した。その際、原子力規制庁に対して、特重施設が完成しないまま期限を迎えた場合の具体的な手続について整理するよう指示があった。

2. 基本的な考え方

特重施設に係る使用前検査に合格していない¹発電用原子炉施設は、経過措置期間が満了する日(以下「満了日」という。)の翌日以後、冷温停止状態²を継続しなければならない。

このため、満了日の一定期間前に、原子炉等規制法第43条の3の23第1項の規定に基づき当該発電用原子炉施設の使用の停止³を命ずることとする。なお、当該命令をするに当たっては、行政手続法に基づいて弁明の機会の付与を行う必要があるため、同法の定めるところにより設置者に弁明の機会を付与する。また、原子炉等規制法第71条第5項の規定に基づき、あらかじめ経済産業大臣に通知する。

3. 具体的な対応(案)

満了日の約6週間前までに特重施設に係る使用前検査に合格していない発電用原子炉施設は、満了日までに特重施設に係る使用前検査に合格することができない蓋然性があり、満了日の翌日時点で技術上の基準に適合していない状態になるものと認められるため、使用の停止を命ずることを前提に原子力規制委員会において弁明の機会の付与を決定する。

また、満了日の約1週間前までに使用前検査に合格していない場合は、満了日までに特重施設に係る使用前検査に合格することができないと見込まれ、満了日の翌日時点で技術上の基準に適合していない状態になるものと認められるため、提出された弁明書を踏まえ、原子力規制委員会において命令の発出を決定することとする。

ただし、発電用原子炉施設の保全ないし管理、検査その他の措置を安全上必要な限度において行うことは認めるものとする。また、特重施設に係る使用前検査に合格したときは、命令は効力を失う。

なお、命令の発出と同時に通知の発出も決定し、経済産業大臣にあらかじめ通知すること

¹ 新検査制度施行後にあつては、これに相当する確認を受けていないことをいう。以下同じ。

² PWRについては保安規定に定める原子炉の運転モードを「モード5」、「モード6」又は「モード外」にすること、BWRについては保安規定に定める原子炉の状態を「冷温停止」又は「燃料交換」にすることをいう。以下同じ。

³ 満了日の翌日において当該発電用原子炉施設が冷温停止状態となるよう措置し、その状態を継続することをいう。

とする。

4. その他

上記3. の対応とは別に、事業者に対して、特重施設に係る保安規定変更認可に向けた手続も時機に遅れないように進めるよう伝えることとする。

また、各発電用原子炉施設に係る弁明の機会の付与や命令を行った後も、当該施設に関する審査及び検査は引き続き進めていくものとする。

[参考]

参考1 関係条文

関係条文

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抜粋）

（設置の許可）

第四十三條の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一〜五 (略)
- 六 発電用原子炉施設の工事計画
- 七〜十 (略)

（許可の基準）

第四十三條の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一〜三 (略)
- 四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- 2・3 (略)

（変更の許可及び届出等）
第四十三條の三の八 (略)

2 (略)

3 発電用原子炉設置者は、第四十三條の三の十九第一項に規定する場合を除き、第四十三條の三の五第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

4〜8 (略)

（発電用原子炉施設の維持）

第四十三條の三の十四 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。ただし、第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

- 第四十三條の三の二十一 発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない。
- 一 発電用原子炉施設の保全
- 二 発電用原子炉の運転
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯

蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2 (略)

(施設の使用の停止等)

第四十三条の三の二十三 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設的位置、構造若しくは設備が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができ。

2 (略)

(許可等についての意見等)

第七十一条 (略)

一 発電用原子炉に係る許可等をする場合 経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び経済産業大臣）

二・三 (略)

2・4 (略)

5 原子力規制委員会は、第三十三条、第三十六条第一項、第四十三条の三の八第六項、第四十三条の三の二十、第四十三条の三の二十三第一項又は第六十四条第三項の規定による処分（第三十六条第一項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉の使用の停止の命令に限り、第四十三条の三の二十三第一項の規定による処分にあつては発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限り、第六十四条第三項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限る。）をする場合においては、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

6 (略)

第八十三条 第六条第二項、第九条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項、第二十六条第二項若しくは第三項、第二十六条の二第二項、第三十一条第二項、第四十三条の三の八第三項、第四十三条の三の十九第二項、第四十二条の七第二項、第四十三条の十五第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の六第二項、第五十一条の五第二項、第五十一条の十三第二項、第五十五条第二項、第五十五条の五第二項、第五十七条の七第三項（同条第二項第一号又は第五号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）、第六十一条の五第二項又は第六十一条の五の三第二項の規定による届出を怠つた者は、十万円以下の過料に処する。

○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）（抜粋）

（特定重大事故等対処施設）

第四十二条 工場等には、次に掲げるところにより、特定重大事故

等対処施設を設けなければならない。

一 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。

二 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること。

三 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できるものであること。

附則

1 (略)

2 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第四十二条及び第五十七条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四十二条及び第五十七条第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）及び当該期間中に法第四十三条の三の十一の規定による検査（技術基準規則第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。）に合格した発電用原子炉施設については、この限りでない。

○実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）（抜粋）

（特定重大事故等対処施設）

第五十三条 工場等には、次に定めるところにより特定重大事故等対処施設を施設しなければならない。

- 一 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと。
- 二 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有すること。
- 三 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できること。

附則

1～3 (略)

4 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）の日から起算して五年を経過する日までの間は、第五十三条及び第七十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、当該期間中に行われる第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可及び当該認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係る法第四十三条の三の十一の規定による検査並びに当該検査に合格した発電用原子炉施設については、この限りでない。

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十二年通商産業省令第七十七号）（抜粋）

（発電用原子炉の設置の許可の申請）

第三条 法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一・二 （略）

三 法第四十二条の三の五第二項第六号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

四・六 （略）

2・3 （略）

（工事の計画の認可等の申請）

第九条 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工事計画

三 工事工程表

四 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由

2・5 （略）

（使用前検査の申請）

第十五条 法第四十三条の三の十一第一項の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・四 （略）

五 検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所

六 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期

2 （略）

3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4・5 （略）

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抜粋）

※未施行（来年春施行予定）

（使用前事業者検査等）

第四十三条の三の十一 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする発電用原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査（次項及び第四十三条の三の二十四第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けた設計及び工事の計画（同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）又は前条第一項の規定による届出をした設計及び工事の計画（同項後段の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従って行われたものであること。

二 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合するものであること。

3 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により発電用原子炉施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その発電用原子炉施設を使用してはならない。ただし、第四十三条の三の九第一項ただし書の工事を行った場合その他原子力規制委員

会規則で定める場合は、この限りでない。

（定期事業者検査）

第四十三条の三の十六 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、発電用原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の検査（以下この条及び第四十三条の三の二十四第一項において「定期事業者検査」という。）においては、その発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

3 発電用原子炉設置者は、定期事業者検査が終了したときその他原子力規制委員会規則で定めるときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

4 （略）

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〜七 （略）

八 第十六条の五第一項若しくは第三項、第二十九条第一項若しくは第三項、第四十三条の三の十六第一項、第三項若しくは

第四項、第四十二条の十一第一項若しくは第三項、第四十六条の二の二第一項若しくは第三項又は第五十一条の十第一項若しくは第二項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

八の二〇三十二 (略)

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抜粋）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ 二 (略)

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会
の付与

2 (略)

（弁明の機会の付与の方式）

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）